

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十七年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請のあった年月日</p>
<p>特定非営利活動法人芸南たすけあい</p>	<p>島本 幸子</p>	<p>広島県呉市西中央一丁目三番九号合同タクシールビル二階</p>	<p>この法人は、文字通り助け合いの精神に基づいて、福祉サービス活動の受け手と担い手が対等の関係を保ちながら健康で安心して暮らせる生活と心豊かな地域社会を建設し、よって福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>目的、従たる事務所の所在地の表記、事業の種類、社員の資格の得喪、役員、会議、定款の変更、字句の修正</p>	<p>平成二十七年六月二十六日</p>
<p>特定非営利活動法人はびえ</p>	<p>藤上 澄生</p>	<p>広島県呉市朝日町一九番七 一〇一号</p>	<p>この法人は、障害者に対して、自立を支援するための生産活動や創作活動及び社会参加に関する事業を行い、障害者が安心して生活できる健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>事業の変更</p>	<p>平成二十七年七月一日</p>
<p>特定非営利活動法人日本医療ソーシャルワーカー研究会</p>	<p>村上 須賀子</p>	<p>広島県広島市東区光町一丁目一〇一五・四〇三号</p>	<p>この法人は、医療福祉サービスを必要とする人々に対して、情報提供、調査研究及び相談事業等を行い、もって住民の医療福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>事務所の移転</p>	<p>平成二十七年七月一日</p>